

費用は
無料！



職場のトラブルで
困っていませんか？

山口県労働委員会のあっせん制度

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名が仲立ちし、職場で生じた労働紛争について話し合いによる解決をお手伝いします。

あっせんは、労働者・使用者どちらからでも申請できます。

労働者の皆様

- ・懲戒処分や解雇をされたが、納得できない。
- ・何の説明もなく、時給を引き下げられた。

解雇！



賃金引下げ



使用者の皆様

- ・社員から高額な退職金の上乗せを求められ、困っている。
- ・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否している。
- ・団体交渉で何度も協議したが、合意に至らない。



お断りします

労働組合

- ・団体交渉の申し入れに会社が応じない。
- ・組合員故の、差別を受けている。



あっせんの5つのメリット！

お気軽にご相談ください

簡単

無料

非公開

非対面

早期解決



労働委員会とは？

労働委員会は、労使間のトラブルの解決をお手伝いする行政機関で、公正な立場で紛争の迅速・円満な解決に努めます。

あっせんとは？

労働者個人・労働組合と、使用者との間に生じた労働紛争について、労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名（公益委員（学識経験者等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等））が仲立ちし、話し合い（非公開・非対面）による解決をお手伝いする制度です。

あっせんの流れ

①申請書の提出



労働者(個人・組合)、使用者のいずれからでも申請できます。申請は、原則、あっせん申請書を提出するのみで、簡単です。

②調査



事務局職員が、当事者双方から、個別に事情を伺います。

③あっせんの実施



あっせん員が、個別に双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。

不開始

相手方があっせんを応諾しなかった時

打切り

解決の見込みがない時

取下げ

申請者の都合など



合意書の作成

合意書

当事者が合意した時は、多くの場合、書面による合意（口外禁止条項付き）を取り交わします。



お問い合わせ 山口県労働委員会事務局

〒753-8501 山口市滝町1-1（山口県庁7階）

TEL : 083-933-4444 FAX : 083-928-7072

Email : a34000@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくはWebで

